資料３

【標題】

ア）保育所・認定こども園の利用定員の変更について（途中経過報告）

イ）公立幼稚園の利用定員の変更（減少）について（令和４年度～）

ウ）家庭的保育事業者の利用定員の変更について（令和４年度～）

【内容】

アー１）民間保育所（２施設）において、利用定員（２・３号）を令和５年から減少の予定。

A 施設　１２０人　→　１１０人

B 施設　　８０人　→　　７０人

アー２）民間認定こども園（２施設）において、利用定員（１～３号）を令和５年か　ら変更の予定。

C 施設（１号）１３０人 → １１０人

D 施設（１号）１８０人 → １００人

【小計】　１号　▲１００人　　２・３号　▲２０人

イ）公立幼稚園（１号利用定員の減少）

園　名	定員数変更前	定員数変更後	増減合計
八幡幼稚園	２７０人	２１０人	▲６０人
金田幼稚園	３２０人	３１５人	▲　５人
馬淵こども園	１０５人	６０人	▲４５人
安土幼稚園	２７０人	２１０人	▲６０人
合　計	９６５人	７９５人	▲１７０人

＊馬淵の４５人は、２号に移行

ウ）家庭的保育事業者より、利用定員数を制度上限の４→５の１人増加（３号の増加）

【理由】

アー１）保育所について、市内でも人口の少ない地域に立地している場合（B 施設）や、保育士の不足による理由（A・B 施設）から、近年徐々に入園希望児童数が減少しており、適正な定員数に変更したい。

アー２）認定こども園については、公立幼稚園を民間認定こども園に移行した経緯があり、保育料の無償化が開始する前に定員数を決定された。年々、保育へのニーズが高まり、教育ニーズが減っているため、１号の利用定員を減少したい。

２・３号の利用定員については、情勢が流動的であるため、当面そのまま据え置きとしたい。なお、利用定員超過１２０％の場合であっても、最長５年間までは、利用定員を変更しなくてもよい。（国ルール）

イ）教育から保育への保護者ニーズ変化により、適正な定員数に変更する。